

はしがき

わが国の障害者施策は大きな転換期にある。2006年に採択された障害者権利条約の批准に向け、2009年12月に設置された「障がい者制度改革推進本部」、2010年1月に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るための検討が行われている。障害者の憲法とも位置づけられる障害者基本法の改正を皮切りに、障害者法制の全面的な見直しをなされようとしている。

当委員会は、2009年度報告書において、「交通事故による高次脳機能障害者の成年後見制度利用促進に向けて」する立法及び運用改善に向けた提案と、「高次脳機能障害者支援法案（仮称）委員会試案」をとりまとめた。「見えない障害」と言われてきた高次脳機能障害を有する方が、上記の障害者施策の転換にあわせ、それぞれのニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう、成年後見に携わる立場・視点から、よりよい高次脳機能障害支援を現実のものとするために必要と思われる事項をまとめたものである。

このような流れを受け、今年度は主に以下のような研究活動を行った。

- ① 2010年成年後見法世界会議において、第8分科会「高次脳機能障害と成年後見」に参与した。具体的には、コーディネーターを当委員会委員の古笛恵子氏（弁護士）が務め、当委員会委員長である石渡和実氏（東洋英和女学院大学）、当委員会委員の大輪典子氏（社会福祉士）、および長谷川が務めた。
- ② 高次脳機能障害および成年後見のさらなる周知を図り、また2009年度報告書における上記提案・試案をよりよいものとするを目的として、石川県、島根県、埼玉県、奈良県、神奈川県において、当事者、脳外傷友の会の方、支援者等と意見交換を行った。
- ③ 高次脳機能障害者支援と成年後見のあり方をテーマとしてシドニー（オーストラリア）の視察を行った。
- ④ 専門職後見人が高次脳機能障害者の成年後見人等になるにあたっては、その特性ゆえに、後見実務の遂行にあたっての基本的な考え方や留意すべき事項などを示す行動指針が必要ではないかと考え、「高次脳機能障害者を支援するための専門職後見人の行動指針」を策定した。

以上の研究活動の成果をとりまとめたものが本報告書である。

研究活動を行っていくにあたっては、各地の脳外傷友の会の皆様、高次脳機能障害支援に携わる皆様をはじめ、多くの方々のご協力をいただいた。また、社団法人日本損害保険協会には全面的なバックアップをいただいた。この場を借りて、あらためて御礼を申し上げる。

当委員会では、今後も、さまざまな立場の方や関係機関と連携しながら、高次脳機能障害支援に資する研究活動を進展させていきたいと考えている。

2011年3月

日本成年後見法学会高次脳機能障害に関する研究委員会副委員長
長谷川 秀夫

第1章 2010年成年後見法世界会議／分科会8「高次脳機能障害と成年後見」	3
① 高次脳機能障害者の支援	3
② 高次脳機能障害と成年後見——家族・養護者への支援——	8
③ 交通事故による高次脳機能障害者の成年後見制度の利用促進に向けて	12
④ オーストラリア、ノーザン・テリトリー準州における認知機能障害のある先住民の後見：文化、法律および人権	17
⑤ ディスカッション	24
第2章 オーストラリア・ニューサウスウェールズ州における脳損傷者への支援	31
① NSW 公的後見局の役割と身上監護	31
② NSW 脳損傷者協会	34
③ ロイヤルリハビリテーションセンター	37
④ リバプール病院脳損傷リハビリテーションユニット	42
第3章 家族会との協働による説明会・意見交換	48
① 石川県金沢市における説明会	48
② 埼玉県東部地区における説明会	50
③ 島根県出雲市における説明会	52
④ 奈良市における説明会	55
⑤ 神奈川県川崎市における説明会	57
⑥ 説明会・意見交換からみた成年後見制度の課題	60
第4章 親（養護者）なき後への対応と成年後見の活用	62
第5章 高次脳機能障害者を支援するための専門職後見人の行動指針	73
第6章 交通事故による高次脳機能障害者への成年後見制度利用促進に向けて	94
① 自賠償保険請求手続における成年後見制度利用促進	94
② 医師・医療機関の通知義務、社会福祉サービス利用に向けた支援	97
③ 自立した生活の実現に向けた体制整備	101
④ 親族・養護者への支援	103
⑤ 信託の活用——交通事故の被害者・家族に賠償金が支払われるケースへの対応	106
・委員一覧	111